

埼玉県地籍調査費補助金交付要綱

最終一部改正： 令和 6 年 1 1 月 2 1 日 土水政第 4 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 県は土地利用の高度化と地籍の明確化を図るため国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）及び国土調査促進特別措置法（昭和 3 7 年法律第 1 4 3 号）の規定に基づき実施する地籍調査事業を行うものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(経費の対象、区分及び補助率)

第 2 条 地籍調査事業の補助の対象となる経費の区分、補助率及び作業区分は、別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項の申請書様式は、様式第 1 号のとおりとする。

2 規則第 4 条第 1 項の申請書の提出期限は毎会計年度別に定めるものとし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則第 4 条第 2 項に掲げる事業に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第 4 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(軽微な変更)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(承認申請等)

第 6 条 補助事業者は規則第 6 条の規定に基づき付した条件により知事の承認を受けなければならないときは、様式第 3 号による承認申請書 1 部を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、規則第6条の規定に基づき付した条件により知事の指示を受けなければならないときは、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況その他必要な事項を記載した書類1部を提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条に規定する状況の報告は、様式第4号の状況報告書により行うものとする。

- 2 前項の報告書は、補助金の交付の決定を受けた年度の12月31日現在において作成し、翌月の20日までに1部提出するものとする。

(実績報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(実績報告書の提出時期等)

第9条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。

- 2 前項の報告書の提出部数は1部とする。

(概算払等の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第6号の請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る歳入及び歳出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該歳入及び歳出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第12条 規則第19条第2号の規定に基づき知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第13条 規則第19条第2号の規定に基づき知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

附 則

この要綱は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和43年8月30日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年1月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

1 別段の定めがあるものを除き、この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

2 前項の規定による改正後の国土調査費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)第2条第1項の表の規定中地籍調査成果の保管状態等の電子計算機の整備、数値情報化等による改善に関する部分は、平成7年度以降の国土調査事業等に適用し、平成6年度までの国土調査事業等については、なお従前の例による。

3 新要綱第2条第1項の表の規定中地籍調査成果の利活用に関する部分は、平成7年度以降の国土調査事業等について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成13年7月5日から施行する。

2 改正後の国土調査費補助金交付要綱の規定は、平成13年4月1日以降に交付される国土調査費補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成14年5月27日から施行する。

2 改正後の国土調査費補助金交付要綱の規定は、平成14年4月1日以降に交付される国土調査費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県地籍調査費補助金交付要綱の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以降に交付される地籍調査費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 11 月 21 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に交付される地籍調査費補助金から適用する。

別 表

経 費 の 区 分	補 助 率	重 要 な 変 更	作 業 区 分
国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費に対して、国土調査法第9条の2第1項の規定により県が負担する次のア・イに掲げる経費 ア 直接経費 (1) 報酬 (2) 給料 (3) 職員手当等 (4) 報償費 (5) 需用費 (6) 旅費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 安全費 (9) 精度管理費 (10) 委託料 (11) 備品費 イ 附帯経費 (1) 報酬 (2) 給料 (3) 職員手当等 (4) 報償費 (5) 旅費 (6) 需用費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 備品費 (9) 共済費 (10) 災害補償費 (11) 役務費 (12) 補償補填及び賠償金 (13) 公課費	所要経費の4分の3	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の30%を超える増減	(1) 一筆地調査 (2) 地籍図根三角測量 (3) 地籍図根多角測量 (4) 地籍細部測量 (5) 空中写真の撮影 (6) 空中写真の図化 (7) 地積測定 (8) 地籍図及び地籍簿の作成 (9) 街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成 (10) 概況調査 (11) 予備調査 (12) 調査成果のシステム化

調査費の区分の内容

区 分	内 容
報酬 給料 職員手当等 報償費 旅費 需用費 委託料及び賃借料 安全費 精度管理費 備品費 共済費 災害補償費 役務費 補償補填及び賠償金 公課費	パートタイム会計年度任用職員の報酬 フルタイム会計年度任用職員の給料 会計年度任用職員の期末手当等 協力員及び推進委員等に要する謝礼金及び保険料 調査・連絡旅費、地籍調査作業規程準則第5条の規定に基づく検査旅費及びパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償 消耗品費等、印刷製本費、燃料費（自動車を含む）、修繕費 調査に要する委託経費 駐車場・会場等の借上使用費 測量作業等において必要な安全対策に要する費用 測量の精度を確保するために行う検測並びに精度管理表の作成及び機械器具の検定等に要する費用 測量及び機械器具・庁用に要する必要経費 会計年度任用職員に係る社会保険料 会計年度任用職員に係る災害補償費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害保険料 法第29条の規定に基づく補償金 調査用車両に係る自動車重量税